

令和3年 第11回浅口市農業委員会議事録

令和3年10月15日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	大橋 繁雄	出	金光1	原田 恒明	出
2	渡邊 清志	出	金光2	藤丘 廣志	出
3	友田 陽勝	出	金光2	安田 文彦	欠
5	古川 秀昭	出	金光3	友田 一美	出
6	佐藤 和博	出	金光3	菰口 清司	出
7	柚木 栄蔵	出	鴨方1	吉川 孝之	出
8	虫明 祝典	出	鴨方1	杉本 正彦	出
9	虫明 伸吾	出	鴨方2	横山 栄治	出
10	山下 康朗	出	鴨方2	西山 富雄	出
11	渡邊 豊	出	鴨方3	高井 基次	出
12	梶原 めぐみ	出	鴨方3	山下 眞治	出
13	岡田 直樹	出	寄島1	村上 宏一郎	出
			寄島2	大島 明敏	出

事務局

局長 畝山 善生 書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第37号 農用地利用集積計画について

議案第38号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

日程第4 報告事項

報告第21号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

報告第22号 形状変更届について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和3年11月15日（月））

開会（午後１時３０分）

議長 これより令和３年第１１回浅口市農業委員会を開会いたします。
 ただいまの出席委員は１２名で定足数に達しております。また、推進委員の方は１２名の参加であります。

ここで、私から皆様に申し上げます。ご承知のとおり、岡山県においては１０月３１日まで秋のリバウンド防止期間であります。これに伴い、前回に引き続き会議時間短縮のため、本日の会議でも委員からの補足説明は座ったままで行うこと、事務局説明は簡潔に行うことといたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 それでは、時間短縮にご協力をお願いいたします。
 日程第１、議事録署名委員の指名を行います。
 本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第１２条第２項の規定により、議長において８番虫明祝典委員、９番虫明伸吾委員を指名いたします。
 日程第２、会期の決定についてを議題とします。
 会期は本日１日としたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日１日とします。
 日程第３、議事に移ります。
 議案第３４号農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。
 ５９５番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は２ページになります。
 議案第３４号農地法第３条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和３年１０月１５日提出。
 番号５９５、土地の所在地は全て金光町八重です。
 ５９５の１、畑、３５３平方メートル。
 ５９５の２、畑、１８４平方メートル。
 ５９５の３、田、１，４７７平方メートル。
 譲受人は、金光町八重、６３歳、自営業。譲渡し人は、東京都府中市、８０歳、無職。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。
 譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。
 次に、１番大橋委員、補足説明をお願いします。

委員 議案第３４号、位置図は１の２のページで、場所は八重コミュニティハウスの付近です。現在の所有者は東京在住であり、この都度地元の方が譲り受けることになりました。特に問題はないと思われまますので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。
 それでは、５９５番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、597番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号597、土地の所在地は寄島町です。

597の1、畑、78平方メートル。

597の2、畑、215平方メートル。

597の3、畑、84平方メートル。

譲受人は、岡山市北区、44歳、会社員。譲渡し人は、倉敷市真備町、68歳、農業。譲受けの理由は農業開始、譲渡しの理由は労力不足です。

中古住宅に付随した農地であり、下限面積が1アールとなる案件で、譲受人は取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、12番梶原委員、補足説明をお願いします。

委員 12番梶原です。

場所的には寄島町の旧道沿い、JA寄島がある山の手側になります。中古住宅の付随案件ということで、問題はないかと思われれます。よろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、597番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、598番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号598、土地の所在地は全て金光町占見です。

598の1、田、371平方メートル。

598の2、田、438平方メートル。

598の3、田、1,038平方メートル。

譲受人は、金光町占見、73歳、農業。譲渡し人は、金光町占見、63歳、農業。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 2番渡邊です。

位置図は5ページ、6ページになってます。場所は金光町占見の香取団地の東になります。土地の所有者が労力不足ということで、このたび近隣の方が譲り受けるということになりました。特に問題はないと思われれますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、598番の件についてご異議ありませんか。
 委員 異議なし声
 議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
 事務局 続きまして、599番の件について、事務局の説明を求めます。
 番号599、土地の所在地、鴨方町益坂。畑、233平方メートル。
 譲受人は、倉敷市東富井、72歳、無職。譲渡し人は、鴨方町六条院西、相続財産
 管理人。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は売却です。
 中古住宅に付随した農地であり、下限面積が1アールとなる案件で、譲受人は取得
 に必要な許可要件を満たしていると考えられます。
 議長 次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。
 委員 図は7、8の図になりますけど、場所は益坂の大川神社から東へ100メートル前
 後です。この農地を相続財産管理人と、譲受人が中古住宅と農地を同時に譲り受ける
 ことになりました。特に問題はないと思いますから、審議のほどよろしくお願いま
 す。
 議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。
 委員 なし声
 議長 質疑なしと認めます。
 それでは、599番の件についてご異議ありませんか。
 委員 異議なし声
 議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
 事務局 続きまして、600番の件について、事務局の説明を求めます。
 番号600、土地の所在地、金光町下竹。田、433平方メートル。
 譲受人は、金光町下竹、69歳、会社役員兼農業。譲渡し人は、金光町下竹、47
 歳、会社員兼農業。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。
 譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。
 議長 次に、1番大橋委員、補足説明をお願いします。
 委員 位置図は9の10ページです。場所は金光竹小学校の北約150メートルです。現
 在の所有者が労力不足のため、この都度近隣の方が譲り受けることになりました。特
 に問題はないと思われしますので、ご審議よろしくお願ひいたします。
 議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。
 委員 なし声
 議長 質疑なしと認めます。
 それでは、600番の件についてご異議ありませんか。
 委員 異議なし声
 議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
 事務局 続きまして、602番の件について、事務局の説明を求めます。
 番号602、土地の所在地は全て鴨方町益坂です。
 602の1、田、340平方メートル。

602の2、田、214平方メートル。

譲受人は、鴨方町益坂、65歳、農業。譲渡し人は、東京都府中市、73歳、無職。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。

譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。

委 員 これも前と同じで、地図は7、8になってます。場所は益坂の大川神社から大体北へ100メートル前後。現在の所有者が東京在住であり、地元の方に譲ることになりました。特に問題はないと思われしますので、ご審議をお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

委 員 それでは、602番の件についてご異議ありませんか。

議 長 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第35号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

606番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は3ページになります。

議案第35号農地法第4条の規定による許可申請について。令和3年10月15日提出。

番号606、土地の所在地、鴨方町六条院東。畑、384平方メートル。

申請人は、鴨方町六条院東、62歳、会社員兼農業。転用目的は、露天駐車場です。施設の概要は、駐車場384平方メートル。農地区分は第2種ですが、当該転用目的を達成できる他の土地はありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 次に、11番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委 員 11番渡邊です。

この案件の場所は、旧岡山西農協四条原店から南へ300メートルぐらい行ったところに位置しております。駐車場で使用する土地であります。水利委員、土木委員の承諾も得ており、問題ないと思われしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

委 員 それでは、606番の件についてご異議ありませんか。

議 長 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第36号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

592番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書は4ページになります。

議案第36号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和3年10月15日提出。

番号592、土地の所在地、金光町占見。登記地目、田。現況地目、畑。625平方メートル。

譲受人は、大阪府大阪市、37歳、会社員。譲渡し人は、金光町占見、73歳、農業。転用目的は、長屋建て住宅です。施設の概要は、長屋建て住宅1棟200.4平方メートル。木造2階建てアルミ亜鉛メッキ鋼板ぶき。駐輪場等を併設します。農地区分は第3種で、一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。

議長
委員

次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

2番渡邊です。

位置図は13、14ページになります。場所は占見の柵池の南東です。約150メートルぐらいのところ。譲受人が長屋建て住宅の適地を探しとったところ、このたび地権者と土地を譲る話がまとまったものです。土木委員の承諾も得ておりますので、問題はないと思われしますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長
委員
議長

ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

なし声

質疑なしと認めます。

それでは、592番の件についてご異議ありませんか。

委員
議長

異議なし声

異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、596番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局

番号596、土地の所在地は、金光町佐方。畑、620平方メートル。

譲受人は、倉敷市平田、不動産事業者。譲渡し人は、東京都杉並区、65歳、無職。転用目的は、商業用駐車場。隣接する古民家と一体して利用するものであります。施設の概要は、駐車場7台及び通路。農地区分は第2種ですが、当該転用目的を達成できる他の土地はありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。

議長
委員

次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。

場所のほうは地図の15ページ、16ページ、ちょうど県道の南浦金光線沿いの大光院というか、お寺さんになるんですけども、その東側、県道を挟んだ向かい側、約200メートルぐらいです。特に今まで何か作ってたという気配はなかったんで、特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議長
委員
議長

ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

なし声

質疑なしと認めます。

それでは、596番の件についてご異議ありませんか。

委員

異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、603番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号603、土地の所在地、金光町大谷。登記地目、宅地。現況地目、畑。396.62平方メートル。

議 長 譲受人は、東京都練馬区、建物建築販売事業者。譲渡し人は、岡山市北区、73歳、無職。転用目的は、建て売り住宅です。施設の概要は、建て売り住宅2棟118.81平方メートル。木造2階建てスレートぶき。建蔽率は29.51から30.55%です。農地区分は第3種で、一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 次は、5番古川委員、補足説明をお願いします。

委員 5番古川です。

議 長 位置図は17、18ページになりますが、ちょうど国道2号線の金光トンネルの西側の信号機のある大きい交差点、新しい道の東側に旧道があるんですけど、それを南へ100メートル余り行ったところの角っこになります。もともと住宅であったところなんで、特に問題はないかと思われまので、審議をよろしく願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、603番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、604番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号604、土地の所在地は、金光町佐方。畑、38平方メートル。

議 長 譲受人は、金光町占見新田、58歳、造園業。譲渡し人は、三重県伊勢市、62歳、無職。転用目的は、隣接店舗の商業用駐車場です。施設の概要は、駐車場2台。農地区分は2種ですが、当該転用目的を達成できる他の土地はありません。一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 次は、3番友田委員、補足説明をお願いします。

委員 場所のほうは地図の19ページ、20ページになります。説明といたら、ほっかほか亭と、それから古い八幡池という池がありますけど、そのちょうど中間ぐらいの細い道沿いの一角のちょっと下、畑という形、今、田かな、畑という形になります。こちらのほうは、譲渡し人のほうはもともとこの近く、倉敷の出身なんですけど、今ではもう出てまして、年に1回か2回ぐらい草刈りに帰ってきてるといような形で管理だけはしてます。何も植えてるわけでもないんで、特に問題はないと思います。よろしく願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
 それでは、604番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
 続きまして、607番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号607、土地の所在地、寄島町。田、438平方メートル。
 譲受人は、倉敷市玉島、26歳、公務員。譲渡し人は、倉敷市山地、45歳、会社
 経営兼農地。転用目的は、一般住宅です。施設の概要は、居宅1棟124.67平方
 メートル。木造平家建て瓦ぶき、建蔽率は28.46%です。農地区分は3種で、一
 般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。
 なお、転用後の地目は宅地です。

議 長 次に、12番梶原委員、補足説明をお願いします。

委 員 梶原です。
 場所は、位置図にあるように、寄島の大浦神社の裏にある武道館裏の田んぼになり
 ます。2か月ぐらい前にこの譲渡し人のほうから、1枚分の田んぼの反対側を別の方
 が宅地にされており、残りの半分を今回宅地にされるということです。問題はないか
 と思われます。よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
 それでは、607番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
 続きまして、608番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号608、土地の所在地は、鴨方町益坂。田、543平方メートル。
 譲受人は、兵庫県神戸市、運輸事業者。譲渡し人は、鴨方町益坂、72歳、農業。
 転用目的は、運輸業事務所です。施設の概要は、事務所1棟67.74平方メート
 ル、従業員用駐車場6台、隣接する土地へトラックの駐車を予定しております。全体
 面積は1,298平方メートルです。農地区分は第2種ですが、当該転用目的を達成
 できる他の土地はありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしている
 と考えられます。

議 長 次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。

委 員 地図は23、24ページになります。場所は鴨方インターから東南へ500メート
 ルぐらい。譲受人がインターチェンジ付近で土地を探したところ、このたび地権者と
 土地を譲る話が決まったらしいです。土木委員の承諾も得ており、問題はないと思わ
 れます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
 それでは、608番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
 続きまして、609番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号609、土地の所在地は全て鴨方町鴨方です。
 609の1、畑、157平方メートル。
 609の2、田、167平方メートル。
 609の3、田、12平方メートル。
 譲受人は、鴨方町六条院東、30歳、会社員。譲渡し人は、鴨方町鴨方、82歳、農業。転用目的は、一般住宅です。施設の概要は、居宅1棟70.18平方メートル。木造2階建てガルバリウム鋼板ぶき、駐車場2台、建蔽率25.14%です。農地区分は第2種と3種で、一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。
 なお、転用後の地目は宅地です。

議 長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委 員 6番佐藤です。
 地図は25、26ページになります。場所は鴨方高校から前の指田川を東へ約300メートルぐらい行ったところになります。貸出人と借受人、これはおじいさんと孫の関係になります。孫がこのたび家を建てるといふようなところで貸し出すようです。周りは住宅地のようになってますので問題ないかと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
 それでは、609番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
 議案第37号農用地利用集積計画についてを議題とします。
 事務局の説明を求めます。
 ただ、藤丘委員が当事者となっている案件がありますので、農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限により、藤丘委員につきましては当該案件の審議が終了するまで退席をしていただきます。
 (藤丘委員 退場)

議 長 それでは、お願いします。

事務局 それでは、説明させていただきます。
 議案書は5ページになります。
 議案第37号農用地利用集積計画について。令和3年10月15日提出。

説明をいたします。

今回の議案番号23番から34番の12件につきまして、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。

利用設定を受ける者は11名、農地は20筆です。更新が10筆、新規が10筆です。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は、3年以上6年未満が8件、10年以上が4件です。

次に、7ページへ移ります。

1番の(1)地目別設定面積につきましては、田1万3,154平方メートル、畑1,477平方メートル、計1万4,631平方メートルです。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、承認することに決定いたします。

藤丘委員については入室をしてもらってください。

(藤丘委員 入場)

議長 藤丘委員に報告いたします。

議案第37号については承認をされました。

議案第38号農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料は本日お配りしております別冊の資料、議案第38号をご覧ください。

A4の2枚物の両面刷りの分になります。左肩に議案第38号と記入しております。

議案第38号浅口市農業委員会の農地等の利用の最適化の推進に関する指針について。

農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定に当たり、同条第2項の規定による推進委員さんの意見を求めるものでございます。令和3年10月15日提出。

本指針は、農業委員会等に関する法律に基づき策定することとされているもので、国の農林水産業・地域の活力創造プランに併せて令和5年度を目標年度といたします。

指針(案)について説明いたします。

内容は、遊休農地の発生防止、担い手への農地利用の集積、新規参入の促進、この3項目について構成されています。

2ページをお開きください。

まず、遊休農地の発生防止、解消についてでございますが、遊休農地は農業者の高齢化や担い手不足等により今後ますます増えていくことが予想されます。これを1年間で0.5ヘクタール解消という目標としたいと思います。少ないようですが、現状維持も難しいということで、このような目標とさせていただきます。

この目標を達成するための取組といたしましては、農地パトロールや日頃の相談活動等により、現在の農地の利用状況、農業者の意向、地域の人的資源等を把握し、農地等の担い手のあっせん、遊休化の防止を図ってまいります。

次に、担い手への農地利用の集積、集約化について説明いたします。

集積目標面積は1年間で1ヘクタール、集積率を2年間で0.17%上げることを目標としたいと思います。

具体的な取組といたしましては、市の農政部局が所管する人・農地プランの作成に協力するとともに、利用権の設定や農地中間管理事業について担い手への利用の勧奨、周知に努めてまいります。

次に、3ページをご覧ください。

新規参入の促進についての内容となります。

目標数値は、個人は2年間で2人、法人は2年間で1法人を目標としたいと思います。

取組といたしましては、農地の借入れを希望する方や企業に対して、関係機関と連携し、必要に応じて相談会等を開催し、新規参入の促進を図ってまいりたいと思っております。

内容の説明は以上でございます。

なお、本指針は法律に基づき策定するものであり、ご承認をいただきましたら、告示を行うほか、市のホームページにより公表を予定いたしております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま事務局から説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、承認することに決定をいたします。

日程第4、報告事項に移ります。

報告第21号農地法第18条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書のほうへ戻りまして、議案書の8ページになります。

報告第21号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。令和3年10月15日提出。

番号590、土地の所在地、鴨方町鴨方。田、673平方メートル。
借受人は、鴨方町鴨方、73歳、農業。貸出人は、鴨方町深田、67歳、農業。合意年月日は令和3年8月24日、引渡し年月日は令和3年10月31日です。

番号593、土地の所在地、鴨方町六条院中。畑、916平方メートル。
借受人は、笠岡市富岡、58歳、美容師。貸出人は、鴨方町六条院東、60歳、農業。合意年月日及び引渡し年月日は令和3年9月5日です。

番号594、土地の所在地、金光町八重。田、1,477平方メートル。
借受人は、金光町八重、73歳、農業。貸出人は、東京都府中市、80歳、無職。合意年月日及び引渡し年月日は令和3年9月5日です。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。
委 員 なし声
議 長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。
事務局 報告第22号形状変更届についてを議題とします。
事務局 事務局の説明を求めます。
事務局 議案書は9ページになります。
事務局 報告第22号形状変更届について。令和3年10月15日提出。
事務局 番号591、土地の所在地、鴨方町本庄。田、742平方メートル。
事務局 申請人は、鴨方町六条院東、36歳、会社員兼農業。変更理由は、田を畑にするため50センチの盛土をするものでございます。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。
委 員 なし声
議 長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。
事務局 日程第5、その他に移ります。
事務局 事務局から報告等がありましたらお願いをします。

事務局 ①農業委員会だよりについて
事務局 ②農業委員・推進委員県研修会について
事務局 ③令和4年農業委員会議の日程について
事務局 ④委員の選挙運動について
事務局 ⑤次回の委員会について

議 長 本日の委員会は以上で閉会といたします。
議 長 ご苦労さまでした。

議 長 閉会（午後2時13分）

